

「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」のフォローアップ(令和7年度)

資料1

通し 番号	3 痴漢撲滅に向けた今後の施策	施策	施策の実施状況(令和8年3月末時点)	今後の予定
1	(1)痴漢を防ぐ取組	① 痴漢事犯の実態把握(警察庁)	(警察庁) ・令和7年5月、令和6年中の痴漢・盗撮事案の検挙件数について、時間帯別、場所別等に調査・分析を行い、その結果を警察庁ウェブサイトに掲載した。	(警察庁) ・令和7年中の痴漢・盗撮事案の検挙件数について、時間帯別、場所別等に調査・分析を行い、その結果を警察庁ウェブサイトに掲載する。
2		② 重点的な取締りの強化(警察庁)	(警察庁) ・令和7年12月、都道府県警察に対して、受験期における痴漢被害の発生が予想される路線及び時間帯を中心とした取締りを実施するよう指示し、令和8年1月の大学入試共通テスト実施時には、全国で警察官を約4,600人動員し、列車内や駅構内を中心に警戒・取締りにあたった。	(警察庁) ・引き続き、各都道府県警察において、発生実態の分析及び被害が多発する場所等における重点的な取締りを一層強化する。
3		③ 防犯アプリの普及(警察庁)	(警察庁) ・令和7年5月、都道府県警察に対して、痴漢対策機能を有する防犯アプリの整備状況について調査を実施するとともに、各都道府県警察で実施している普及促進方法等を取りまとめた上で、好事例として示した。(令和7年5月31日現在で、21都道府県警察が痴漢対策機能を有する防犯アプリを整備している。) ・令和7年7月、都道府県警察に対して、地域安全運動を通じて痴漢対策機能を有する防犯アプリの活用方法等の防犯教室を実施することを指示した。	(警察庁) ・令和8年度にも痴漢対策機能を有する防犯アプリの整備状況等について、調査を実施するとともに、普及を促進するよう指示する。
4		④ 女性専用車両の導入等(国土交通省)	(国土交通省) ・令和7年4月1日時点で、31事業者91路線で導入されている。	(国土交通省) ・女性専用車両の導入・定着に向け、導入状況の関係機関への情報提供など、引き続き実施する。
5		⑤ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有(国土交通省)	(国土交通省) ・令和7年12月に「迷惑行為に関する連絡会議」を開催し、車内アナウンスを含めた効果的な対策・取組の促進に向け、JR及び大手民鉄との痴漢行為等の迷惑行為の現状や取組状況に関する共有等を実施した。	(国土交通省) ・令和8年度においても「迷惑行為に関する連絡会議」を開催し、各鉄道事業者が講じている効果的な対策・取組の共有を実施予定。
6		⑥ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定(国土交通省)	(国土交通省) ・令和5年10月に鉄道運輸規程及び軌道運輸規程を改正し、新幹線や輸送密度10万人以上の線区を走行する新造車両への車内防犯カメラの設置を義務付けた。	(国土交通省) ・引き続き、車内防犯カメラの設置促進を進めていく。
7		⑦ 通学路等における安全確保と安全教育(文部科学省)	(文部科学省) ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を发出し、安全教育等の推進について、引き続き取り組むよう依頼した。あわせて、痴漢対策等について、学校安全ポータルサイト(文部科学省×学校安全)に、警察庁の関連リンクを掲載し、児童生徒に周知するよう依頼した。 ・登下校時の見守り活動の充実を図るため、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、スクールガードやスクールガード・リーダーへの活動支援等を行っている。 ・痴漢を含む性犯罪や性暴力等の課題に対して、教職員の対応力や指導力を向上させるため、「学校安全教室推進事業」により、教職員向けの講習会等の支援を行っている。	(文部科学省) ・引き続き、自治体を通じ、スクールガードやスクールガード・リーダーへの活動支援や職員向けの講習会等の支援を行う。

通し 番号	3 痴漢撲滅に向けた今後の施策	施策	施策の実施状況(令和8年3月末時点)	今後の予定
8		⑧ 生命(いのち)の安全教育(文部科学省)	(文部科学省) ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を发出し、生命(いのち)の安全教育について、引き続き取り組むよう依頼した。 ・学校等の指導・啓発の参考となるよう指導例動画を作成し公表した。 ・「生命(いのち)の安全教育」教材及び指導の手引きについて、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえて拡充・改訂し、より現場のニーズに対応できるよう教材等の充実・改善を図った。	(文部科学省) ・全国の学校現場で生命(いのち)の安全教育が行われるよう、引き続き、自治体における普及展開に関する取組を行う。
9	(2)加害者の再犯を防ぐ取組	① 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施(法務省)	(法務省) ・刑事施設において、性犯罪(痴漢を含む。)の原因となる考え方に偏りがある者、あるいは自己の感情や行動を管理する力に不足がある者に対し、性犯罪再犯防止指導等を実施した。 ・少年院においては、痴漢等の加害経験を有する者を含め、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる者を対象に、性非行防止指導を実施した。	(法務省) ・引き続き実施する。
10		② 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施(法務省)	(法務省) ・保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為(痴漢を含む。)を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、その犯罪的傾向を改善することを目的とした性犯罪再犯防止プログラムを実施した。	(法務省) ・引き続き実施する。
11		③ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援(法務省)	(法務省) ・令和4年度に、地方公共団体が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムを開発・提供し、都道府県等に対し、その活用を働きかけたほか、全国に所在する保護観察所等に対し、プログラムの活用にあたっての相談や問合せ等に適切に対応するように連絡した。 ・また、令和5年度から、性犯罪者を含め、犯罪をした者等に対する直接支援等を実施する都道府県に対し、国が財政支援を行う、「地域再犯防止推進事業」を実施している。	(法務省) ・引き続き、都道府県等に対し、プログラムの活用を働きかけるとともに、保護観察所等において、プログラムの活用にあたっての相談や問合せ等に対応する。 ・また、引き続き、犯罪をした者等に対する直接支援等を実施する都道府県に対して、財政支援である「地域再犯防止推進事業」を行う。
12	(3)被害者を支える取組	① 被害申告・相談をしやすい環境の整備(警察庁)	(警察庁) ・警察庁ウェブサイトの痴漢・盗撮事犯対策のページに、被害に遭った際や被害を目撃した際に取ることが望ましい行動や相談窓口等を周知するとともに、痴漢被害防止動画や警察庁作成に係る中高生向けパンフレットを活用して、同内容の周知を図った。	(警察庁) ・引き続き、作成した資料等を活用し関係機関等と連携した広報啓発活動を実施し、痴漢の予防策や相談窓口、捜査の流れ等について周知する予定。
13		② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実(内閣府) (ワンストップ支援センターの周知)	(内閣府) ・令和7年4月の若年層の性暴力被害予防月間等に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、痴漢被害への注意喚起やワンストップ支援センターの周知を実施した。 ・痴漢を含む性暴力被害の例や被害時の相談先を記載した啓発カードを増刷し、同カードの都道府県等への配布やSNSでの発信を通じて、ワンストップ支援センターの周知を行った。	(内閣府) ・引き続き、SNSでの発信や啓発カード等を用いて、ワンストップ支援センターの周知を図る。
14		(痴漢被害に係る相談対応の充実)	(内閣府) ・令和7年4月に、関係府省の取組状況に係る情報を都道府県等に提供し、ワンストップ支援センターと警察や学校等の関係機関との情報共有や連携の推進を図った。	(内閣府) ・引き続き、都道府県に対し、関係府省の取組状況を共有し、痴漢被害に係るワンストップ支援センターと関係機関との連携を促す。
15		(相談員等への研修の実施)	(内閣府) ・令和7年6月に、痴漢被害等に関するオンライン研修教材を都道府県等に周知した。	(内閣府) ・引き続き、オンライン研修教材の活用を促す。

通し 番号	3 痴漢撲滅に向けた今後の施策	施策	施策の実施状況(令和8年3月末時点)	今後の予定
16		③ 学校における相談体制の充実 (文部科学省)	(文部科学省) ・学校における教育相談体制の充実を図るため、各自治体におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの学校等への配置や、SNSを活用した相談体制の整備等を支援している。(令和7年度予算:いじめ対策・不登校支援等総合推進事業93億円) ・大学等に対して、令和5年3月30日付け事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」等を発出したほか、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等を通じて、各大学等に痴漢等の性暴力被害を含め、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラー等の専門家との連携等によるきめ細かな対応を依頼している。	(文部科学省) ・引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を支援するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。 ・引き続き、大学等に対し、痴漢等の性暴力被害を含め、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラー等の専門家との連携等によるきめ細かな対応を依頼する。
17		④ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応(文部科学省)	(文部科学省) ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を発出し、痴漢被害による遅刻又は欠席した場合について、児童生徒等が不利益を被ることのないよう、適切な対応を依頼した。 ・文部科学省ウェブサイトにおいて、児童生徒等の痴漢被害への対応に関する情報を掲載し、周知を行っている。	(文部科学省) ・引き続き、教育委員会、大学等に対し、事務連絡の周知等により、痴漢被害による遅刻又は欠席した場合について、適切な対応を依頼する。
18		⑤ 被害に遭った受験生の受験機会の確保 (文部科学省)	(文部科学省) ・令和5年1月25日に教育委員会等に対して事務連絡「高等学校入学者選抜等における受検生の受検機会の確保と安全確保の徹底について(依頼)」を発出するとともに、令和5年3月30日には教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を発出、令和6年6月25日には教育委員会等に対して「高等学校入学者選抜等における配慮等について(通知)」(6文科初第779号)、令和6年12月24日には教育委員会等に対して「令和6年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査の集計結果及び今後の高等学校入学者選抜等における配慮等について(事務連絡)」を発出し、受験生が、痴漢の被害に遭った場合などやむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めるよう依頼した。 ・令和7年6月27日には教育委員会等に対して「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について(通知)」(7文科初第836号)、令和7年12月26日には教育委員会等に対して「令和7年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査の集計結果及び今後の高等学校入学者選抜等における配慮等について(事務連絡)」において、引き続き、受験生が、痴漢の被害に遭った場合などやむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めるよう依頼するとともに、主要駅等での警戒実施等を含む、痴漢対策の強化について事前に警察に相談するなど、受験生の安全確保に努めるよう依頼した。 ・令和6年10月に各教育委員会等の高校入試担当者に向けて実施する入試協議会、令和7年10月に各教育委員会等の高校入試担当者に向けて実施する入試協議会において、上記通知について説明した。 ・令和8年1月に高校入試の試験当日の生徒の服装について、教育委員会等に対して、当日の痴漢被害について不安に思われる保護者や受験生がいる場合は、地域の実情等を勘案し、試験当日の生徒の服装については私服での受検も可能とするなど、配慮を依頼した。	(文部科学省) ・引き続き、教育委員会、大学等に対し、事務連絡の周知等により、被害に遭った受験生の受験機会の確保について適切な対応を依頼する。

通し 番号	3 痴漢撲滅に向けた今後の施策	施策	施策の実施状況(令和8年3月末時点)	今後の予定
			<p>(大学入学者選抜について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月3日に大学等に対して「令和8年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」(7文科高第313号)を发出し、令和7年7月に教育委員会、大学等に対して、実施要項等に関する説明会を実施した。 ・令和7年12月に大学入試センターウェブサイトにおいて、試験場に向かう途中に痴漢の被害に遭った場合や、目撃者として対応した場合はやむを得ない事由として追試験の対象となることや、試験当日の服装は私服でも構わないことを掲載し、これらを令和7年12月、令和8年1月に文部科学省公式SNSにおいて広く周知した。 	
19		<p>⑥ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化(内閣府、警察庁、文部科学省)</p>	<p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月に、関係府省の取組状況に係る情報を都道府県等に提供し、ワンストップ支援センターと警察や学校等の関係機関との情報共有や連携の推進を図った。 ・内閣府男女共同参画局のウェブサイトに、痴漢対策に関するページを設け、痴漢撲滅に向けた政策パッケージやフォローアップに関する情報を掲載した。また、緊急の場合は迷わず110番通報をしてもらいたいことや、被害から時間が経ってからもワンストップ支援センターに相談できることなどについて、受験期を含め、継続的にSNSによる発信を行い、周知を図った。さらに、令和8年1月に被害にあった受験生の受験機会の確保等について、内閣府ウェブサイトのトップページに掲載するとともに、内閣府庁舎の屋外電光掲示板においても周知をおこなった。 (警察庁) ・ワンストップ支援センターの相談窓口を警察庁ウェブサイトで周知するとともに、痴漢被害防止動画や警察庁作成に係る中高生向けパンフレットを活用して、窓口の周知を図った。 (文部科学省) ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を发出し、ワンストップ支援センターとの連携等について周知した。 ・文部科学省ウェブサイトにおいて、児童生徒等の痴漢被害への対応に関する情報を掲載し、周知を行っている。 	<p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都道府県に対し、関係府省の取組状況を共有し、痴漢被害に係るワンストップ支援センターと関係機関との連携を促す。 ・引き続き、通報・相談先についてSNSを活用して周知を図る。 (警察庁) ・引き続き、作成したパンフレット等を活用し関係機関等と連携した広報啓発活動を実施する。 (文部科学省) ・引き続き、教育委員会、大学等に対し、事務連絡の周知等により、ワンストップ支援センターとの連携等について依頼する。 ・令和7年度から開始した「生命(いのち)の安全教育」を普及するため、ワンストップ支援センター運営団体と教育委員会が連携して実施する児童生徒等を対象とした教育活動を支援する取組を引き続き実施する。
20	(4) 社会の意識変革を促す取組	<p>① 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施(警察庁、関係府省)</p>	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月に鉄道事業者に対して痴漢発生抑止に向けた広報、啓発に係る協力依頼を行い、各都道府県警察において鉄道事業者と連携したキャンペーンを随時実施した。 ・令和7年6月に鉄道事業者22社局と警察(警察庁、関東4都県警察)と合同で痴漢撲滅キャンペーンを実施した。 (内閣府) ・令和7年6月の痴漢撲滅キャンペーン実施期間にあわせ、SNSにより、痴漢被害にあった場合の対応等について情報発信を行った。 	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各都道府県警察の実情に応じて、夏期から受験期を中心に随時痴漢撲滅キャンペーンを実施する。 (内閣府) ・引き続き、痴漢撲滅キャンペーンにあわせた広報啓発を実施予定。
21		<p>② 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発(内閣府、関係省庁)</p>	<p>(内閣府、関係省庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、痴漢被害防止に関する啓発動画を作成し、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、痴漢被害への注意喚起やワンストップ支援センターの周知を行った。 	<p>(内閣府、関係省庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「若年層の性暴力被害予防月間」等において、痴漢被害も含めて、性暴力防止に向けた広報啓発を実施する。

通し 番号	3 痴漢撲滅に向けた今後の施策	施策	施策の実施状況(令和8年3月末時点)	今後の予定
22		③ 学校における広報・啓発活動の推進 (警察庁、文部科学省)	(警察庁) ・令和8年3月に、同年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中に関係機関等と連携し痴漢被害防止に係る活動を実施するよう都道府県警察に対して指示した。 ・また、令和7年7月、都道府県警察に対して、10月実施の地域安全運動を通じて、子供や女性が被害に遭った場合又は遭いそうになった場合の対応方法や痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の活用方法等の防犯教室を実施することを指示した。	(警察庁) ・引き続き、各都道府県警察において、機会を捉えて、学校における痴漢被害防止等にかかる防犯教室を実施する。
23		④ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知(文部科学省)	(文部科学省) ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を発出し、文部科学省における痴漢対応に関する取組を周知し、適切な対応を依頼した。 ・文部科学省ウェブサイトや公式SNSにおいて、児童生徒等の痴漢被害への対応に関する情報を掲載し、周知を行っている。	(文部科学省) ・引き続き事務連絡の周知を図る。
24	(5)横断的推進のための取組	① 政策パッケージの確実な実行のための枠組み(関係府省)	・令和7年4月に、関係府省により構成する「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」を開催し、令和7年3月末時点のフォローアップを行った。	(関係省庁) ・令和8年4月に、痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議(第4回)を開催し、施策の実施状況や今後の予定を関係府省間で共有する。
25		② 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信(関係府省)	(内閣府) ・令和7年4月に、関係府省の取組状況に係る情報を都道府県等に提供し、ワンストップ支援センターと警察や学校等の関係機関との情報共有や連携の推進を図った。 ・警察庁の協力を得て令和6年度に作成した、若年層に対する教育・啓発を行う方々や予防啓発事業を担当する行政職員等を対象に、被害に遭った場合の対応や被害を届け出た後の警察における捜査の流れ、防犯アプリの普及や学校における広報・啓発活動の推進等の被害防止に関する取組等を紹介するオンライン研修教材を、令和7年6月、都道府県等を通じて対象者への周知を行った。本教材は、学校関係者の受講を促すため、文部科学省を通じて全国の教育委員会等に対しても周知した。 ・被害に遭いやすい若年層に対し、被害防止や被害にあった場合の対応等の必要な情報が届けられるよう、警察庁作成のパンフレットや動画について、SNS等での情報発信で活用するなど、関係府省で連携して情報発信に取り組んだ。	(内閣府) ・第4回会議終了後、関係府省の取組状況に係る情報を都道府県等に提供し、ワンストップ支援センターと警察や学校等の関係機関との情報共有や連携を推進する。
26		③ 痴漢被害に関する調査等の実施 (犯罪被害実態(暗数)調査)(法務省)	(法務省) ・令和5(2023)年度(令和6年1月上旬から2月)に実施した調査の調査結果を分析し、令和7年3月に分析結果を法務省ウェブサイト公表した。	(法務省) ・時期は未定であるが、第7回犯罪被害実態(暗数)調査を実施し、分析結果を公表する予定である。
27		(痴漢事犯の実態把握)(警察庁)(再掲)	(警察庁) ・令和7年5月、令和6年中の痴漢・盗撮事案の検挙件数について、時間帯別、場所別等に調査・分析を行い、その結果を警察庁ウェブサイトに掲載した。	(警察庁) ・令和7年中の痴漢・盗撮事案の検挙件数について、時間帯別、場所別等に調査・分析を行い、その結果を警察庁ウェブサイトに掲載する。

通し 番号	3 痴漢撲滅に向けた今後の施策	施策	施策の実施状況(令和8年3月末時点)	今後の予定
28		(若年層の性暴力被害に関する調査等) (内閣府)	(内閣府) ・令和5年度に「若年層の痴漢被害等に関するオンライン調査」を実施した。令和6年7月に報告書を公表し、関係省庁、都道府県に提供した。 ・令和6年度に、痴漢被害も含めた性暴力被害の実態把握の在り方について検討した。	(内閣府) ・痴漢被害を含めた性暴力の実態把握のための調査に向けた準備を進める。
29	(6) その他の取組		(こども家庭庁) ・「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」に基づき、(1)加害の防止、(2)相談・被害申告をしやすくする、(3)被害者支援、(4)治療・更生の四つの観点から、関係省庁とともに取組を推進した。 ・令和7年度青少年の非行・被害防止全国強調月間を実施し、相談窓口の周知をはじめとする広報・啓発を推進した	(こども家庭庁) ・引き続き、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」に基づく取組及び令和8年度青少年の被害・非行防止全国強調月間を実施する予定である。